

市島地域市立小学校統合準備委員会
第14回 竹田・前山地域部会 次第

日時：令和5年5月23日（火）

19時30分～

場所：ライフピアいちじま

1 開会

2 委員の自己紹介

3 副部会長の選出

4 前回（第13回）会議録の確認

5 協議事項

（1）校章デザインの選考

1次選考（10作品）～最終選考（1作品）まで

（2）校章デザインの決定

※応募作品は本日会議終了後に回収しますので、事務局へお渡してください。

6 次回日程（第15回部会）

令和5年6月5日（月） 19時30分～ ライフピアいちじま

・校歌歌詞の選考

7 閉会

会議・協議・相談等 記録簿

令和4年2月15日

- 会議名 丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会
第13回竹田・前山地域部会
- 日時 令和5年2月14日(火) 19:30~20:45
- 場所 ライフピアいちじま 研修室
- 出席者 委員：青木修、余田義信、笹倉博、荻野幸広、藤田泰生、余田亜美
足立和宏、吉見典彦、余田淳子
[事務局]
教育総務課：足立次長、足立副課長、船越係長 畑中
学校教育課：池内次長

●内 容

1 スクールバス停留所の位置について

事務局より、専用スクールバスを運行する際のバス停留所位置と経路の案について説明し、意見を伺った。

【決定事項】

- ・スクールバス停留所の位置は事務局提案のとおりとする。バスの経路については、今後も引き続き安全かつ効率的なルートを検討していく。

2 校歌歌詞・校章デザインの選考方法について

現在、公募を行っている校歌歌詞と校章デザインの選考方法について、事務局より選考要領を提案し、意見を伺った。

【決定事項】

- ・事務局提案の選考要領の通り選考を実施する。

【その他】

- ・地元の住民の中で音楽活動をしている方もおり、作曲の公募はしないのかという意見が寄せられている。作曲の公募は実施できないのか。
 - ・先に作曲をしてから歌詞をつけるほうが望ましいという声もあった。
 - ・作曲を公募した場合、全ての曲を委員で聴いて判断するのが難しいのであれば、有識者等により何作品かに絞られた作品の中から委員で選考してはどうか。
- ⇒作曲者の選考については未定であり、公募が不可能という訳ではない。校歌歌詞が決定する次回以降の部会で改めて検討する。ただし、校歌歌詞の公募は既に開始しているため、選考された歌詞を使用することを前提とする。

3 市島地域市立小学校準備委員会（全体会）の在り方について

事務局より、『丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会設置要綱』の改正案を提示し、委員の意見を伺った。

【決定事項】

- ・事務局提案のとおり、『丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会設置要綱』を改正することが決定した。

●その他

- ・次回以降日程 未定

竹田・前山統合小学校 校章デザイン選考要領

(目的)

第1条 この要領は、「竹田・前山統合小学校校章デザイン募集要項」により応募された校章デザイン（以下「作品」という。）の中から、採用する作品を選考するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(選考基準)

第2条 選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童や地域の人たちにとって親しみやすい校章であること。
- (2) 児童の成長及び学校での教育に期待が込められている校章であること。
- (3) 学校のシンボルとして、様々な場面で活用しやすい校章であること。

(選考委員)

第3条 選考委員は、次のとおりとする。

- (1) 地域部会員 丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会に設置する竹田・前山地域部会に所属する委員 11名
- (2) 有識者 丹波市立竹田小学校に所属する教員 2名
丹波市立前山小学校に所属する教員 2名

(オブザーバーの参加)

第4条 選考を実施するにあたり、次に掲げる者をオブザーバーとして選考会に出席させることができる。ただし、オブザーバーは選考に参加せず、作品に関する講評のみを行うものとする。

- (1) 丹波市立市島中学校に所属する美術科教員

(選考の手順)

第5条 選考の手順は、次のとおりとする。

- (1) 第1次選考 地域部会員及び有識者で行い、応募作品の中から第2次選考で審査する作品について、10作品を上限として選考する。
- (2) 第2次選考 地域部会員及び有識者で行い、第1次選考で選ばれた作品の中から最終選考で審査する作品について、5作品を上限として選考する。
- (3) 最終選考 地域部会員及び有識者で行い、第2次選考で選ばれた作品の中から1作品を選考し、当該選考で選ばれた作品を竹田・前山統合小学校の校章デザイン案とする。

(定足数)

第6条 各選考は、対象となる選考委員の過半数以上の出席がなければ実施することができない。

(第1次選考)

第7条 各地域部会員及び有識者は、応募のあった作品の中から、選考基準に適する作品に対し、20作品を上限として投票し、出席委員の過半数以上の票を獲得した上位10作品を第2次選考の対象とする。

- 2 前項の投票の結果、同票により10作品を選出できない場合は、上位10作品目を含む同票作品の中から最も選考基準に適する作品に投票し、投票の結果、得票数の多い順に合計10作品になるように選考する。
- 3 第1項の投票の結果、出席委員の過半数以上の票を獲得した作品が10作品に満たない場合は、総務部会内で協議し、選考方法を決定するものとする。
- 4 第2項に定める1回の投票数については、随時、地域部会で決定するものとする。

(第2次選考)

第8条 各地域部会員及び有識者は、第1次選考作品の中から、選考基準に適する作品に対し、5作品を上限として投票し、出席委員の過半数以上の票を獲得した上位5作品を最終選考の対象とする。

- 2 前項の投票の結果、同票により5作品を選出できない場合は、上位5作品目を含む同票作品の中から最も選考基準に適する作品に投票し、投票の結果、得票数の多い順に合計5作品になるように選考する。
- 3 第1項の投票の結果、出席委員の過半数以上の票を獲得した作品が5作品に満たない場合は、部会内で協議し、選考方法を決定するものとする。
- 4 第2項に定める1回の投票数については、随時、地域部会で決定するものとする。

(最終選考)

第9条 各地域部会員及び有識者は、第2次選考作品の中から最も選考基準に適する1作品に投票し、投票の結果、出席委員の過半数以上の票を獲得した作品を竹田・前山統合小学校の校章デザイン案とする。

- 2 出席委員の過半数以上の票を獲得した作品がない場合は、得票数の上位2作品の中から最も選考基準に適する1作品に再投票し、得票数の多い作品を竹田・前山統合小学校の校章デザイン案とする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項、その他疑義を生じた事項については、地域部会で協議して決めるものとする。

選考会のイメージ（委員が3人の場合）

委員A
応募作品の中から選考基準に適した作品を「20 作品」を上限に投票

委員B
応募作品の中から選考基準に適した作品を「20 作品」を上限に投票

委員C
応募作品の中から選考基準に適した作品を「20 作品」を上限に投票

【1次選考】
過半数以上の票を獲得した上位「10 作品」を選考

【10 作品以上になる場合】

・上位 10 作品目を含む同票作品の中から最も選考基準に適する作品に投票し、得票数の多い順に 10 作品を選考

【10 作品に満たない場合】

・部会内で協議し選考方法を検討

委員A
10 作品の中から選考基準に適した作品を「5 作品」を上限に投票

委員B
10 作品の中から選考基準に適した作品を「5 作品」を上限に投票

委員C
10 作品の中から選考基準に適した作品を「5 作品」を上限に投票

【2次選考】
過半数以上の票を獲得した上位「5 作品」を選考

【5 作品以上になる場合】

・上位 5 作品目を含む同票作品の中から最も選考基準に適する作品に投票し、得票数の多い順に 5 作品を選考

【5 作品に満たない場合】

・部会内で協議し選考方法を検討

委員A
5 作品の中から選考基準に適した作品を「1 作品」を上限に投票

委員B
5 作品の中から選考基準に適した作品を「1 作品」を上限に投票

委員C
5 作品の中から選考基準に適した作品を「1 作品」を上限に投票

【最終選考】
過半数以上の票を獲得した「1 作品」を選考

出席委員の過半数以上の票を獲得した作品がない場合は、得票数の上位 2 作品の中から最も選考基準に適する 1 作品に再投票し、得票数の多い作品を選考する。

【1次選考】竹山小学校「校章デザイン」選考会 投票用紙

	作品No.
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	

【1次選考】竹山小学校「校章デザイン」選考会 投票用紙

	作品No.
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	

【2次選考】竹山小学校「校章デザイン」選考会 投票用紙

	作品No.
1	
2	
3	
4	
5	

【2次選考】竹山小学校「校章デザイン」選考会 投票用紙

	作品No.
1	
2	
3	
4	
5	

【最終選考】竹山小学校「校章デザイン」選考会 投票用紙

	作品No.
1	

予備

【最終選考】竹山小学校「校章デザイン」選考会 投票用紙

	作品No.
1	

メモ用紙

作品No.	メモ